

財務大臣 片山 さつき 様  
経済産業大臣 赤澤 亮正 様  
株式会社国際協力銀行 代表取締役総裁 林 信光 様  
株式会社 日本貿易保険 代表取締役社長 黒田 篤郎 様

## 【要請書】 インドネシア・西パプア州タングーLNG 拡張開発計画への 支援を行わないでください

世界各国からの以下の72の署名団体は、インドネシア・西パプア州タングーLNG（液化天然ガス）事業（タングーLNG）に係るいかなる拡張計画に対しても、気候危機をさらに加速させ、地域コミュニティの環境・人権を脅かし、またインドネシアの公正なエネルギー移行を遅らせるものであることから、日本の公的輸出信用機関（ECAs）が支援を行うことを拒否するよう要請します。具体的には、同拡張計画に対する支援の検討を公式にすでに始めている日本貿易保険（NEXI）<sup>1</sup>は支援の検討をただちに止めるべきです。また支援の検討を公式には開始していない国際協力銀行（JBIC）は同拡張計画への支援要請があった場合でも、支援の検討を拒否するべきです。

日本のECAsがタングーLNGにこれ以上の支援を行うべきでない理由については、後段で詳述しますが、まず初めに、まやかしのない真の脱炭素に向けた取り組みが急務であることを私たちは強調します。

気候危機が激化し、すでに世界各地で極端な異常気象と災害が続いている中、2025年11月末にインドネシアのアチェ、北スマトラ、西スマトラ各州を襲ったサイクロン・セニャールによる災害もまた、大変痛ましいものでした。1,204人以上の命が奪われ、数十万人が安全な居住・生活場所を失い避難を余儀なくされた同被害地<sup>2</sup>では、2ヶ月以上が経った現在も復旧作業が続けられています。このスマトラ島での壊滅的な被害と莫大な損失が、無秩序な開発による森林・生態系の破壊に加え、気候変動も一因であることを踏まえれば、化石燃料からの脱却と迅速かつ公正で公平なエネルギー移行が急務であることは誰の目にも明らかです。

それにもかかわらず、インドネシア最大のガス生産拠点（3系列のガス液化設備によるLNG生産能力は年間約1,140万トン）であるタングーLNGでは、依然として拡張計画が進められようとしています。その一つは、ウバダリガス田の新規開発、生産中のヴォルワタガス田におけるEGR（ガス増進回収）を目的としたCCUS（Carbon capture, utilization and storage）、コンプレッサー設置によるガス送圧能力の増強で構成されるUCC計画で、2028年に生産・稼働を開始する予定とされています<sup>3</sup>。また、タングーにおけるガス液化設備の第4系列拡張とCCUSは、プラボウォ・スビアント現大統領の任期中における大規模石油・ガス優先事業の一つとされています<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> <https://www.nexi.go.jp/environment/info/a/202601071015.html>

<sup>2</sup> <https://gis.bnppb.go.id/bansorsumatera2025/>

<sup>3</sup> <https://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/news/release/2024/20241122001.html>

<sup>4</sup> <https://www.cnbcindonesia.com/news/20250218154525-4-611614/megaproyek-migas-ini-diusulkan-jalan-di-era-pemerintahan-prabowo>

こうしたタングーLNG 拡張計画は、化石燃料の利用を長期化させ、気候危機を悪化させる行為です。スマトラ島で起きたような災害が繰り返されるのを将来にわたり防いでいくためにも、同拡張計画は中止されるべきです。コミュニティのニーズに基づく、クリーンかつ持続可能な再生可能エネルギーへの移行こそが待ったなしで進められなくてはなりません。

タングーLNG は、2055 年末までの生産分与契約<sup>5</sup>の下、英 bp をオペレーター兼最大出資者（40.22%）とするコンソーシアムが推進してきた事業ですが、同コンソーシアムの約 46%の権益は日本企業 6 社<sup>6</sup>と独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が保有しています。JBIC<sup>7</sup>と NEXI<sup>8</sup>はそれぞれ 2006 年と 2007 年にベラウ湾に位置するガス田鉱区およびガス液化設備（第 1 および第 2 系列）に、また 2016 年<sup>9,10</sup>に同ガス田鉱区の追加開発・生産および既存のガス液化設備の拡張（第 3 系列）に支援を行ってきました。関西電力株式会社も同事業からガスを購入（年間 100 万トン）しています。

このように日本の官民が深く関わってきたタングーLNG の拡張計画実施に係る可否において、UCC 計画であっても、第 4 系列の拡張であっても、日本の公的金融機関である JBIC と NEXI が担う役割と責任が重大であることは言うまでもありません。したがって、以下に示すタングーLNG 拡張計画への支援を拒否すべき理由について、JBIC および NEXI が真摯に精査し、いかなる拡張計画への支援検討も拒否することを私たちは強く求めます。

## **JBIC および NEXI がタングーLNG 拡張計画への支援を行うべきでない理由**

### **1. 事業当初からの先住民族への環境・社会・人権影響<sup>11,12</sup>**

西パプア州ピントゥニ湾に位置するタングーLNG は 2005 年に建設が始められましたが、2000 年代当初から地域コミュニティとの意味ある協議や参加のないまま事業が進められました。例えば、環境影響評価（EIA）は地域コミュニティの参加なしに行われました。その結果、コミュニティにとって生態学的に重要な沿岸のマングローブ林が被害を受けるとともに、ガス田周辺の漁業など住民の活動も制限されています。

またタングーLNG に伴う土地収用によって、この地域で伝統的な生活を営んできた先住民族は移転を余儀なくされました。タングーLNG の敷地はフェンスで囲まれてしまったため、先住民族はサゴヤシなど自然の恵みや狩猟地へのアクセスを失っています。

地域コミュニティの優先雇用という約束も十分に履行されていないため、不満を抱える先住民族もいますが、事業者の苦情処理メカニズムが十分に機能していないという報告もなされています。

---

<sup>5</sup> <https://www.inpex.com/business/project/tangguh.html>

<sup>6</sup> 三菱商事株式会社、株式会社 INPEX、ENEOS Xplora 株式会社、エルエヌジージャパン株式会社（双日株式会社及び住友商事株式会社の子会社）、三井物産株式会社

<sup>7</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2006/0802-6019.html>

<sup>8</sup> <https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2016111401.html>

<sup>9</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2016/0705-49355.html>

<sup>10</sup> 脚注 8 に同じ

<sup>11</sup> <https://www.walhi.or.id/walhi-tuntut-jepang-akhiri-pendanaan-terhadap-proyek-gas-fosil-yang-menimbulkan-bencana-dan-kerusakan>

<sup>12</sup> <https://re-course.org/newsupdates/tangguh-lng/>

これらの状況は、タングーLNGに各2回の支援を行ってきたJBICおよびNEXIの各環境ガイドライン<sup>13</sup>における社会的合意、非自発的住民移転、先住民族、EIAに係る規定に違反している可能性があります。

## 2. パプアにおける市民社会スペースの抑圧

タングーLNGは、長年にわたる紛争と民族自決運動が続く地域で開発され、現在も操業を続けています。土地の権利と天然資源をめぐる闘いは、パプアにおける継続的な紛争の核心的な側面です。パプアの人々、メディア、活動家、人権擁護者の声を封じるため、抑圧的な措置と暴力が行使されてきました<sup>15</sup>。

タングーLNGが国家重要施設（OBVITNAS）に指定された<sup>16</sup>ことを受け、インドネシア政府は西パプア全域、特に鉱業や化石燃料ガスを含む天然資源を有する地域の警備を強化するため、軍の展開を拡大してきました。これは重要事業を保護する手段として位置付けられていますが、現地における軍の存在は、市民社会スペースの縮小リスクを増大させ、先住民族の権利を侵害し、人権侵害の可能性を深刻化させる可能性があります<sup>17</sup>。

こうした状況は、JBICおよびNEXIの各環境ガイドライン<sup>18</sup>における社会的合意、非自発的住民移転、先住民族、EIAに係る意味ある協議の規定を遵守することが如何に困難であることを示しています。

## 3. パリ協定 1.5°C目標に不整合

2024年に最終投資決定（FID）が行われたウバダリガス田の新規開発<sup>20</sup>は、パリ協定の1.5°C目標に整合していません。国際エネルギー機関（IEA）は2021年の時点で、2050年までにGHG排出のネットゼロを達成するには、新規の化石燃料採掘事業を行う余地はないことを示しました<sup>21</sup>。同結論は2023年報告書「Net Zero Roadmap: A Global Pathway to Keep the 1.5 °C Goal in Reach」でも繰り返されています<sup>22</sup>。

またJBICについては、JBICが関与する1999～2024年の化石燃料案件を網羅して分析した最近の研究報告書<sup>23</sup>の中で、JBICが新規の化石燃料事業への支援を行わないと仮定した場合でも、メタンを含むJBICによる「ファイナンスド・エミッション（金融機関の投資先・融資先の温室効果ガス排出量）」が、1.5°C目標の達成のためにIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が求める2030年までの

---

<sup>13</sup> <https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/environment/confirm.html>

<sup>14</sup> <https://www.nexi.go.jp/environment/guideline/>

<sup>15</sup> <https://humanrightsmonitor.org/case/attack-on-jubi-office-raises-alarms-over-press-freedom-in-papua/> ,  
<https://globalpressjournal.com/asia/indonesia/journalists-face-new-restrictions-indonesia/> ,  
<https://monitor.civicus.org/explore/indonesia-civic-space-regresses-with-targeting-of-activists-brutal-crackdown-on-protests-and-problematic-law-revisions/>

<sup>16</sup> <https://jdih.esdm.go.id/common/dokumen-external/Kepmen%20ESDM%20No.%2020270.K-HK.02-MEM.S-2022.pdf>

<sup>17</sup> <https://ylbhi.or.id/bibliografi/laporan/papua-dalam-cengkraman-militer/>

<sup>18</sup> 脚注 13 に同じ

<sup>19</sup> 脚注 14 に同じ

<sup>20</sup> 脚注 3 に同じ

<sup>21</sup> <https://www.iea.org/reports/net-zero-by-2050>

<sup>22</sup> <https://www.iea.org/reports/net-zero-roadmap-a-global-pathway-to-keep-the-15-c-goal-in-reach>

<sup>23</sup> <https://foejapan.org/issue/20251105/25540/>

削減率にすでに整合していないとの結果が出されています。つまり、JBICがタングーLNG 拡張計画を支援すれば、JBIC 自身がパリ協定の 1.5°C目標に整合した道筋から一層遠ざかることとなります。

#### 4. G7 合意違反

日本政府は 2022 年の G7 エルマウ・サミットにて、「各国が明確に規定する、地球温暖化に関する摂氏 1.5 度目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的 direct 支援の 2022 年末まで」の終了にコミットしました（G7 合意）<sup>24</sup>。しかし、Climate Action Tracker の分析<sup>25</sup>によれば、化石燃料ガスを「移行燃料」として推進しているインドネシア政府の方針と取り組みは 1.5°C目標に整合していません。

さらに、化石燃料エネルギー部門において効果的な排出削減策が依然として確立されていない上、タングーLNG 拡張計画自体が「排出削減対策が講じられて」いないと性格付けられるため、同計画に対する公的支援は G7 合意に違反することとなります。UCC 計画で実施予定の EGR を目的とした CCUS は、ガスの増産と化石燃料の利用の継続につながるもので、化石燃料の生産を後押しするだけです。OECD 公的輸出信用アレンジメント（OECD アレンジメント）の気候変動セクター了解（Annex I）で示されている気候変動緩和プロジェクトの適格基準<sup>26</sup>でも、CCUS について、「石油増進回収（EOR）などの化石燃料関連活動における CO<sub>2</sub> の利用は対象外」と明記されています。つまり、OECD アレンジメントにおいても、EGR を目的とした CCUS は気候変動の緩和にならないと認識されていることとなります。

#### 5. CCUS は誤った気候変動対策

CCS/CCUS は、重大な技術的および財務的課題、環境と健康のリスク、エネルギー非効率、長期貯蔵の問題など、すでに多くの問題が指摘されてきました<sup>27</sup>。そもそも、CCS/CCUS は温室効果ガスの排出を前提とした技術であり、化石燃料利用の長期化につながります。CCS/CCUS によってすべての CO<sub>2</sub> が回収されるわけではなく、実際の回収率は 60~70%に留まっています<sup>28</sup>。また、回収されるのは CO<sub>2</sub> のみで、少なく見積もっても CO<sub>2</sub> の 20 倍以上もの温室効果をもつ強力な GHG であるメタンなどその他の GHG は回収されません。

タングーLNG 拡張計画の環境影響評価報告書（EIA）補遺版（2024 年）<sup>29</sup>によれば、タングーLNG のガス液化設備（第 1~第 3 系列）の稼働により年間 800 万トン（CO<sub>2</sub> 換算）が排出されている一方、UCC 計画における EGR/CCUS によって圧入・貯留される予定の CO<sub>2</sub> は 2035 年までに約 3,000 万トン（CO<sub>2</sub> 換算）と記されています。つまり、タングーLNG に係る CO<sub>2</sub> 排出のすべてが回収されないことは明らかで、仮に 2055 年までの生産分与契約に基づき操業が継続されるならば、UCC 計画における CCUS の排出量削減効果が長期にわたる排出に比して、いかに小さいものであるかがわかります。

#### 6. インドネシアの化石燃料依存の長期化とエネルギー移行の遅延

<sup>24</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100376624.pdf>

<sup>25</sup> <https://climateactiontracker.org/countries/indonesia/policies-action/>

<sup>26</sup> <https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-5005>

<sup>27</sup> <https://foejapan.org/issue/20240508/17462/>

<sup>28</sup> <https://ieefa.org/ccs>

<sup>29</sup> [https://www.nexi.go.jp/environment/info/pdf/25-034\\_EIA\\_1.pdf](https://www.nexi.go.jp/environment/info/pdf/25-034_EIA_1.pdf)

タングーLNG3系列のガス液化設備によるLNG生産はインドネシア最大で、国内ガス生産量の約3分の1を占め、その年間生産量の約33%が国内消費向けです<sup>30</sup>。主にインドネシア各地の14のガス火力発電所に、浮体式貯蔵気化設備（FSRU）を通じて供給されてきました。今後も、少なくとも5つの計画中のガス火力発電所にタングーLNGから燃料が供給される予定とされています<sup>31</sup>。

ガス生産の増加や長期化を可能にするウバダリガス田やガス液化設備の第4系列の開発は、こうしたインドネシア国内の既設のガス火力発電所の稼働継続と新規のガス火力発電所の稼働開始に密接に関係しています。2055年までの生産分与協定を考慮すれば、タングーLNG拡張計画を進めることは、間違いなくインドネシアの化石燃料ガスへの依存を長期化させ、インドネシアにおいて大量のGHG排出を長期にわたりロックインさせることとなります。またCCUSは、実際にはガスの増産に使われ、GHG排出の削減効果が極めて限定的であるにもかかわらず、LNG利用の継続・増加を正当化するための口実となっています。これは、インドネシアの再生可能エネルギーへの迅速な移行を妨げるものです。

Cc:

三菱商事株式会社 代表取締役社長 中西 勝也 様

株式会社 INPEX 代表取締役社長 上田 隆之 様

ENEOS Xplora 株式会社 代表取締役社長 忍田 泰彦 様

三井物産株式会社 代表取締役社長 堀 健一 様

双日株式会社 代表取締役社長 CEO 植村 幸祐 様

住友商事株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO 上野 真吾 様

独立行政法人 エネルギー・金属鉱物資源機構 理事長 高原 一郎 様

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 取締役 代表執行役社長 グループ CEO 亀澤 宏規 様

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 執行役社長 グループ CEO 中島 達 様

株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役 兼 執行役社長 グループ CEO 木原 正裕 様

東京海上ホールディングス株式会社 取締役社長 小池 昌洋 様

SOMPO ホールディングス株式会社 グループ CEO 取締役 代表執行役社長 奥村 幹夫 様

MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社 取締役社長 グループ CEO 船曳 真一郎 様

#### 【署名団体】

(24 カ国 72 団体署名。詳細は英語原文を参照)

#### 【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

Email: hatae@foejapan.org

Tel : 03-6909-5983

<sup>30</sup> [https://www.bp.com/content/dam/bp/country-sites/id\\_id/indonesia/home/who-we-are/bp%20Company%20Profile%20-%202025%20\(ENG\).pdf](https://www.bp.com/content/dam/bp/country-sites/id_id/indonesia/home/who-we-are/bp%20Company%20Profile%20-%202025%20(ENG).pdf)

<sup>31</sup> <https://jih.esdm.go.id/dokumen/download?id=2025kmesdm188k.pdf>